

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集

（株）明文堂印刷

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十九年

号外九二

（火曜日）

目 次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類について	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用貼る証紙の様式	三
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことの決定	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	五
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

平成二十九年十月二十二日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

選委印
県理之
分管会
大挙員

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行いう場所及び日時

衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定

六

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ

六

最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理人の選任

七

最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時

七

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行いう場所及び日時

七

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行いう場所及び日時

七

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行いう場所及び日時

八

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び放送回数

八

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行いう場所及び日時

八

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行いう場所及び日時

八

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選管委告示）

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
三 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十五号
平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員選挙の投票所の設置場所及び投票時間等を定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長
一木俊廣

平成二十九年十月二十二日執行
衆議院比例代表選出議員選挙投票

〇

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

選委印
県理之
分管會
大拳員

せいとう た
政党その他の名
せいじ だんたい めい
政治団体の名
しょうまた りやくしょう
称又は略称

備考

- 用紙はあさぎ色とし、赤色のインクで印刷する。

—

二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
三 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十九年十月三十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

大分県選挙管理委員会委員長　一
木俊雄

三 用紙は、特別の紙質 模様 すかし等を用いることができるものとする。

○
注
意

最高裁判所裁判官

選委印
県理之
分管會
大拳員

最 高 裁 判 所 裁 判 官
國 民 審 査 投 票

○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思おもう裁判官さいばんかんについては、
二 その氏名しめいの上の欄うえらんに×を書くこと。
一 やめさせなくてよいと思おもう裁判官さいばんかんについては、
二 何も書かないこと。

×を書く欄裁判官の氏名

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
点字投票用紙

最高裁判所裁判官
国民審査投票
選委印
県理之
分管会
大選員

- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。
- 平成二十九年十月十日
- 大分県選挙管理委員会告示第五十七号
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方針を次のとおり定めた。
- 平成二十九年十月十日
- 大分県選挙管理委員会告示第五十八号
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方針を次のとおり定めた。
- 平成二十九年十月十日
- 大分県選挙管理委員会告示第五十九号
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。
- 平成二十九年十月十日
- 大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣
- 衆議院小選挙区選出議員選挙 しよう
- 衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい
- 最高裁判所裁判官国民審査 しんさ
- 大分県選挙管理委員会告示第六十号
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選管委告示）

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選管委告示）

四

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

候補者用

回	選	ラ	号
48	選	ビ	
第	院	候	
衆	議	補	
48	選	小	者
第	院	区	一
衆	議	候	番
48	選	大	分
第	院	院	県
衆	議	候	選
48	選	大	管
第	院	院	管
衆	議	候	管

備考

一 「第一区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。
二 候補者届出政党用

回	選	ラ	号
48	選	ビ	
第	院	候	
衆	議	補	
48	選	小	者
第	院	区	一
衆	議	候	番
48	選	大	分
第	院	院	県
衆	議	候	選
48	選	大	管
第	院	院	管
衆	議	候	管

備考

一 「第一区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する

大分県選挙管理委員会告示第六十一号
平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

- ものとする。
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

回	選	一	号
48	選	ス	
第	院	党	
衆	議	政	
48	選	小	用
第	院	区	一
衆	議	政	番
48	選	大	分
第	院	院	県
衆	議	政	選
48	選	大	管
第	院	院	管
衆	議	政	管

備考

一 「第一区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

選挙区

区分

住所

木俊廣

氏名

大分県 第一区	選挙長	日田市淡窓一丁目四番四八号	一木俊廣
第二区	選挙長	大分市大字上判田五五〇〇番地の一〇二 レストステージ明野式番館	柳井孝則
第三区	選挙長	大分市大字曲八四四番地の一三 大分市大字千歳五〇〇番地の九	大津留源
職務代理人	選挙長	大分市大字駄原二八八一一番地の一〇三 大分市大字駄原二八八一一番地の一〇三	矢野利幸
職務代理人	選挙長	白井将明	白井将明

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

区 分	住 所	氏 名
大分県選挙分会長	別府市京町五番一二号ヴィラ・フィオーレF一 号	秦 喜美惠
大分県選挙分会長	大分市下郡南五丁目一〇番二六一七〇二号ドウ ペール下郡五番館	高木政幸

職務代理人

大分県選挙管理委員会告示第六十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会場の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

十月十日
大分市大手町三丁目一番一号

平成二十九年十月十日

大分県庁舎本館二階 正庁ホール
十月一日以後
大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣
十月十日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

職務代理人

大分県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

大分県第一区
一場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県第一区
一場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

大分県報号外（選管委告示）

市町村名	開票区名	区	大分県選挙管理委員会委員長　一木俊廣
大分市第一開票区	大分市第一開票区	域	大分市第一開票区
大分市第二開票区	大分市第二開票区	域	大分市第二開票区
小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区	小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区	区	大分市第二開票区

選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 鉄道賃 | 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により |
| 2 | 船 貨 | 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により |
| 3 | 車 貨 | 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に |
| 4 | 宿泊料 | （食事料二食分を含む。）一夜につき一万二千円 |
| 5 | 弁当料 | 一食につき三円、一日につき三千円 |
| 6 | 茶菓料 | 一日につき五百円 |

大分県選挙管理委員会告示第七十三号
平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

大分県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日
大分県選挙管理委員会委員長
木俊一
大分市大手町三丁目一番一号
大分県選挙管理委員会室
大分県選挙管理委員会委員長
木俊一
大分市大手町三丁目一番一号
大分県選挙管理委員会室

二
日時
平成二十九年十月十一日十時

大分県選挙管理委員会告示第七十五号

の掲載順序を定めるくじを行ふ場所及び日時は、次のとおりである。
平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長
木俊廣

二
日時
大分県立書道館五階 大分県選挙管理委員会室
平成二十九年十月十一日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十一年十月二十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送とが、次の二通りある。

回数を次のとおり定めた
平成二十九年十月十日

平成二十九年十月十日

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選管委告示）

八

テレビジョン放送

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

届出候補者の数	一般放送事業者名	回数
一人又は二人	株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	
三人以上	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	
	一一一	一一

大分県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

廣

一 場 所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日 時 平成二十九年十月十日十七時三十分